

## 2 被保険者の現状及び推移

## (1) 被保険者数 —私学共済以外の被用者年金で減少傾向—

平成15年度末の被保険者・組合員・加入者数（以下「被保険者数」という。）は、被用者年金では厚生年金が3,212万人、国共済109万人、地共済315万人、私学共済43万人、公的年金制度全体では7,029万人であった（図表2-2-1）。被用者年金では厚生年金が全体の87%を占める。

公的年金制度全体の被保険者の内訳をみると、国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）2,240万人、国民年金第3号被保険者1,109万人、被用者年金制度の被保険者3,680万人である。

図表2-2-1 被保険者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	公的年金 制度全体	国民年金	
	旧三共済	旧農林年金	第1号						第3号	
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成7	32,808	467	509	1,125	3,339	400	38,648	69,952	19,104	12,201
8	32,999	463	501	1,124	3,336	401	38,824	70,195	19,356	12,015
9	33,468		490	1,122	3,326	401	38,807	70,344	19,589	11,949
10	32,957		482	1,111	3,306	403	38,258	70,502	20,426	11,818
11	32,481		475	1,106	3,288	404	37,755	70,616	21,175	11,686
12	32,192		467	1,119	3,239	406	37,423	70,491	21,537	11,531
13	31,576		459	1,110	3,207	408	36,760	70,168	22,074	11,334
14	32,144			1,102	3,181	429	36,856	70,460	22,368	11,236
15	32,121			1,091	3,151	434	36,798	70,292	22,400	11,094
対前年度増減率(%)										
8	0.6	△0.8	△1.5	△0.1	△0.1	0.3	0.5	0.3	1.3	△1.5
9	1.4	《0.0》	△2.3	△0.2	△0.3	0.1	△0.0	0.2	1.2	△0.6
10	△1.5		△1.6	△1.0	△0.6	0.4	△1.4	0.2	4.3	△1.1
11	△1.4		△1.5	△0.4	△0.5	0.2	△1.3	0.2	3.7	△1.1
12	△0.9		△1.6	1.2	△1.5	0.5	△0.9	△0.2	1.7	△1.3
13	△1.9		△1.8	△0.8	△1.0	0.6	△1.8	△0.5	2.5	△1.7
14	1.8	《0.3》		△0.7	△0.8	5.0	0.3	0.4	1.3	△0.9
15	△0.1			△1.0	△0.9	1.3	△0.2	△0.2	0.1	△1.3

注1 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

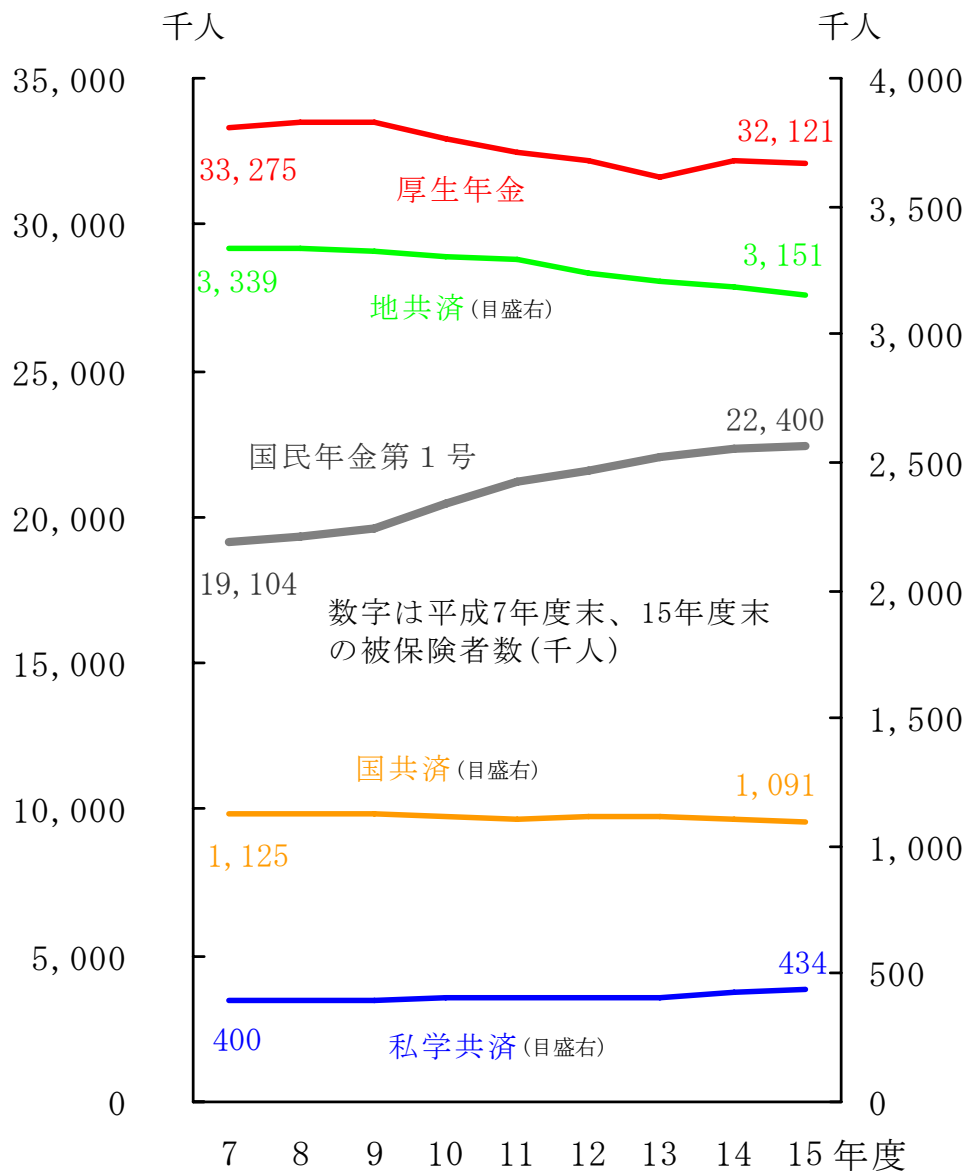
被保険者数の推移をみると（図表2-2-1、図表2-2-2）、平成15年度は、私学共済で1.3%増加し、その他の被用者年金制度で減少している。平成14年度には被保険者の適用拡大（被保険者の資格の年齢上限を65歳未満から70歳未満へ引上げ<sup>注</sup>）や農林年金の厚生年金への統合という特殊要因の影響で、私学共済と厚生年金での増加が大きかったが、それまでの傾向に戻ったものとみられる。

注 国共済及び地共済は、従来より被保険者資格に年齢上限はない。

また、被用者年金制度計では0.2%減と近年の減少傾向が続き、公的年金制度全体でも0.2%の減少となった。なお、国民年金の第1号被保険者は0.1%の増加であった。

平成7年度以降の被保険者数の動向をみると、私学共済が一貫して増加している一方で、その他の被用者年金では総じて減少傾向にある。厚生年金は9年度をピークに減少傾向、国共済は12年度に地方事務官の組合員としての資格が地共済から国共済に変更されたことに伴い増加した以外は減少を続け、地共済も一貫して減少している。また、国民年金については第1号被保険者数が増加を続けている。

図表 2-2-2 被保険者数の推移



## (2) 年齢—被用者年金の平均年齢は地共済が最も高く、国共済が最も低い—

被保険者の平均年齢を平成15年度末でみると（図表2-2-3）、被用者年金では地共済が最も高く43.0歳、次いで厚生年金41.4歳、私学共済40.8歳、国共済39.9歳の順となっている。また、国民年金第1号被保険者の平均年齢は39.6歳となっている。

図表2-2-3 被保険者の年齢 —平成15年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					第1号	第3号
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳
計	41.4	39.9	43.0	40.8	39.6	42.7
男性	42.2	40.5	43.9	46.6	38.5	47.0
女性	39.6	36.9	41.5	35.5	40.7	42.6
年齢分布(男女計)	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
20歳未満	0.7	0.9	0.1	0.1	-	-
20～24歳	7.7	6.2	2.7	11.7	20.5	1.6
25～29歳	14.4	13.0	9.4	15.7	11.6	7.9
30～34歳	14.4	16.1	12.7	12.0	10.8	15.9
35～39歳	12.0	14.3	12.7	10.1	9.1	16.8
40～44歳	10.8	13.9	14.2	10.3	7.9	15.4
45～49歳	10.5	12.2	16.3	10.0	8.7	14.1
50～54歳	12.0	12.5	17.0	10.1	13.4	16.3
55～59歳	10.8	8.9	12.8	9.4	16.8	11.9
60～64歳	5.0	1.9	2.1	7.1	1.2	-
65歳以上	1.8	0.1	0.1	3.5	0.1	-

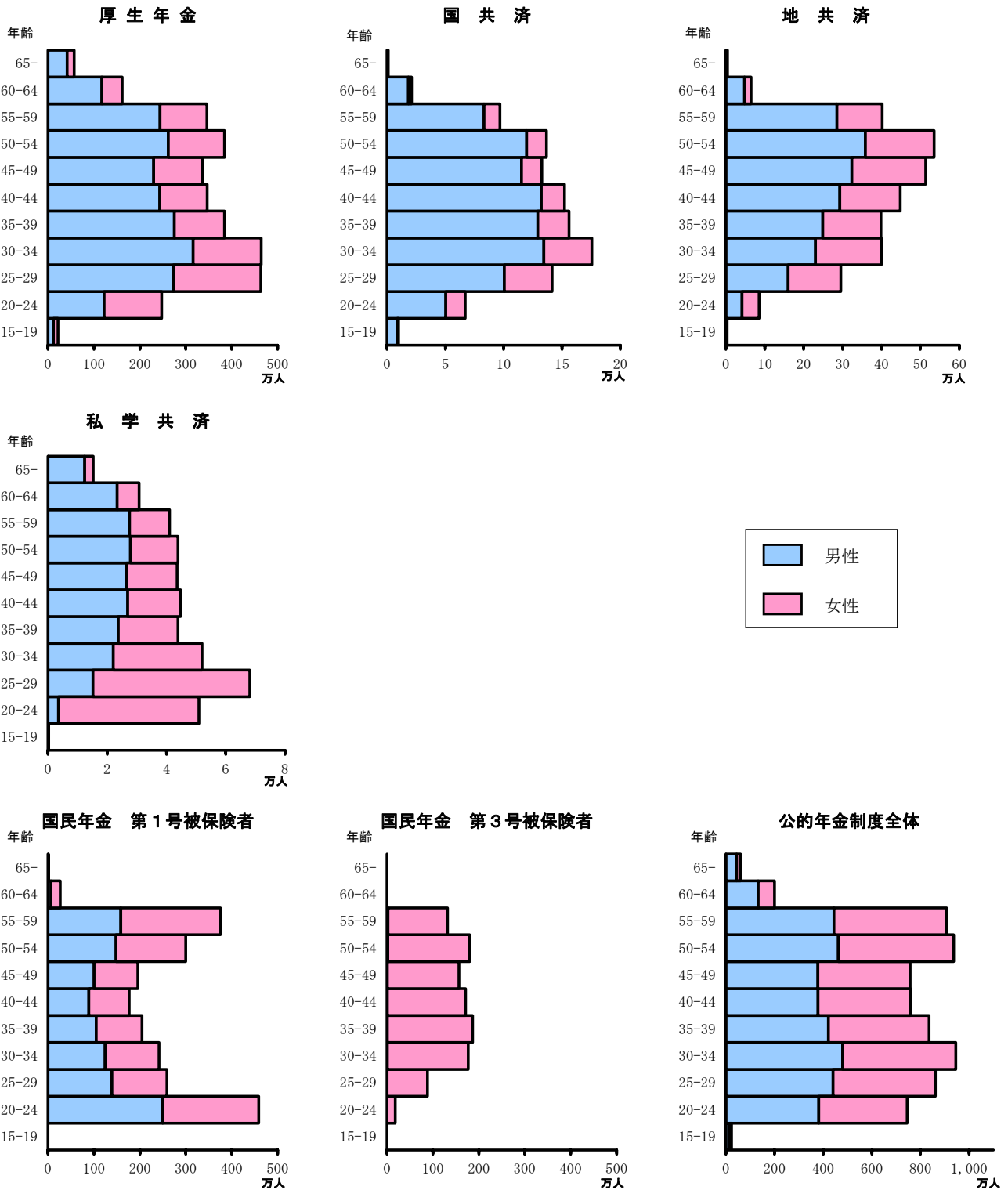
注1 国民年金の第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

注2 厚生年金の男性には坑内員・船員を含む。

平成15年度末における被保険者の年齢分布をみると（図表2-2-3、2-2-4）、地共済の分布は、50～54歳、45～49歳の割合がそれぞれ17.0%、16.3%と他制度に比べて高く、54歳以下で年齢が若い方ほど割合が小さくなる逆ピラミッド型となっており、特徴的である。厚生年金は、25～29歳（14.4%）、30～34歳（14.4%）、50～54歳（12.0%）が前後の年齢層に比べて突出しており、国共済は25～54歳の年齢層に比較的フラットに分布している。また、私学共済は、25～29歳で15.7%と前後の年齢層に比べ突出している他、65歳以上が3.5%と他制度に比べて大きくなっており、平成14年4月からの被保険者の適用拡大の影響がうかがわれる。

国民年金第1号被保険者は被用者年金と異なる年齢分布を示しており、20～24歳が最も多く20.5%、次いで55～59歳の16.8%、50～54歳の13.4%となっている一方で、35～49歳の各年齢層は10%以下の割合となっている。

図表 2-2-4 被保険者の年齢分布 —平成15年度末—



注 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

平均年齢の推移をみると（図表 2-2-5、2-2-6）、被用者年金では各制度とも年々上昇してきている。平成 14 年度には 65 歳未満から 70 歳未満への被保険者の適用拡大の影響もあり、私学共済と厚生年金で大幅に上昇していたが、平成 15 年度には若干の伸びに戻っている。私学共済は、被用者年金の中で男性の平均年齢が最も高く、女性の平均年齢が最も低いという特徴をもつが、適用拡大があった 14 年度に特に男性で大きく上昇したのが目立っている。一方、国民年金の第 1 号被保険者の平均年齢は低下傾向にあったが、近年はほぼ横ばいである。

図表 2-2-5 被保険者の平均年齢の推移

## ○男女計

年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金	
	旧農林年金					第1号	第3号
	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
7	39.9	39.7	38.5	41.5	38.9	40.8	41.4
8	40.0	40.0	38.6	41.2	39.0	40.7	42.0
9	40.2	40.3	38.7	41.6	39.1	40.4	42.1
10	40.4	40.6	39.0	41.9	39.3	40.0	42.2
11	40.5	40.9	39.3	42.2	39.5	39.8	42.4
12	40.6	41.1	39.4	42.3	39.6	39.7	42.5
13	40.7	41.3	39.5	42.7	39.7	39.6	42.6
14	41.3		39.7	42.9	40.8	39.7	42.6
15	41.4		39.9	43.0	40.8	39.6	42.7

## ○男性

年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金	
	旧農林年金					第1号	第3号
	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
7	40.7	41.1	39.0	42.3	44.2	39.6	46.6
8	40.8	41.4	39.1	42.1	44.4	39.5	48.8
9	41.1	41.7	39.2	42.4	44.5	39.1	48.3
10	41.2	41.9	39.5	42.8	44.7	38.9	49.1
11	41.3	42.2	39.8	43.1	44.9	38.6	48.6
12	41.4	42.3	40.0	43.2	45.1	38.5	49.2
13	41.5	42.6	40.1	43.5	45.2	38.5	48.7
14	42.1		40.2	43.8	46.6	38.7	47.4
15	42.2		40.5	43.9	46.6	38.5	47.0

## ○女性

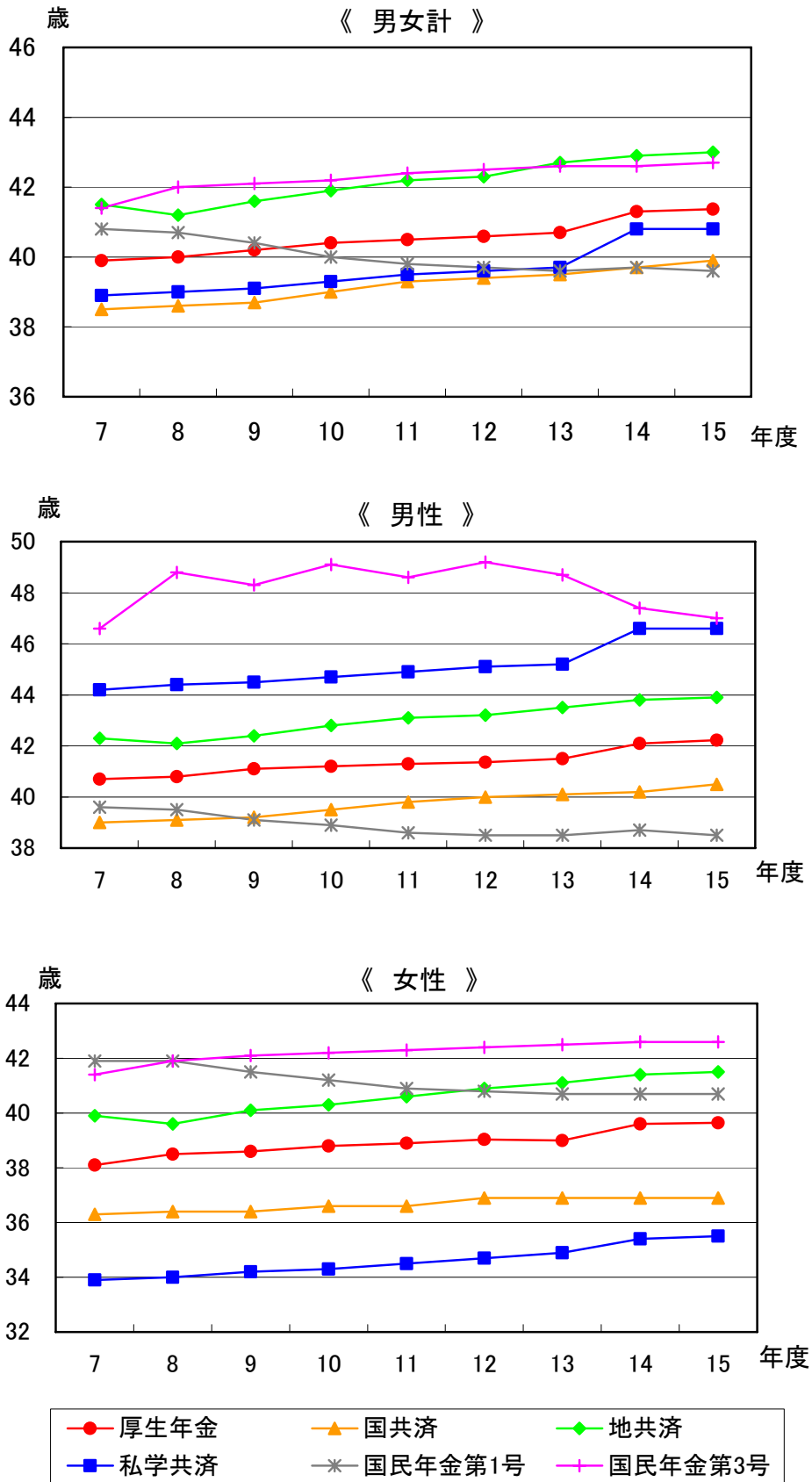
年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金	
	旧農林年金					第1号	第3号
	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
7	38.1	37.3	36.3	39.9	33.9	41.9	41.4
8	38.5	37.8	36.4	39.6	34.0	41.9	41.9
9	38.6	38.2	36.4	40.1	34.2	41.5	42.1
10	38.8	38.5	36.6	40.3	34.3	41.2	42.2
11	38.9	38.8	36.6	40.6	34.5	40.9	42.3
12	39.0	39.2	36.9	40.9	34.7	40.8	42.4
13	39.0	39.4	36.9	41.1	34.9	40.7	42.5
14	39.6		36.9	41.4	35.4	40.7	42.6
15	39.6		36.9	41.5	35.5	40.7	42.6

注1 国民年金の第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被保険者についての数値である。

図表 2-2-6 被保険者の平均年齢の推移



## (3) 男女構成 —女性割合の多い私学共済、少ない国共済—

被保険者に占める女性の割合を平成15年度末でみると(図表2-2-7)、被用者年金では私学共済が51.9%と最も大きく、5割を超えている。一方、地共済と厚生年金は、それぞれ36.7%、33.5%で3割強、国共済は最も低く18.1%である。

また、国民年金第1号被保険者の女性割合は49.9%である。

図表2-2-7 男女別被保険者数 —平成15年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	公的年金 制度全体	国民年金	
						第1号	第3号
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
計	32,121	1,091	3,151	434	70,292	22,400	11,094
男性	21,368	894	1,996	209	35,763	11,217	80
女性	10,753	198	1,155	225	34,528	11,183	11,014
女性 割合	%	%	%	%	%	%	%
	33.5	18.1	36.7	51.9	49.1	49.9	99.3

注 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

女性割合の推移をみると(図表2-2-8)、国民年金で毎年少しずつ減少してきている一方で、被用者年金では各制度とも微増傾向にある。私学共済では平成14年度に一時的に1.2ポイントの減少となっているが、これは、被保険者の適用拡大等の影響で男性を中心に被保険者数が増加した結果と考えられる。

図表2-2-8 被保険者の女性割合の推移

年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	公的年金 制度全体	国民年金	
	旧農林年金						第1号	第3号
	%	%	%	%	%	%	%	%
7	33.2	38.4	16.9	35.4	51.9	49.6	51.7	99.7
8	33.2	38.4	17.1	35.6	52.1	49.5	51.6	99.7
9	32.9	38.3	17.2	35.8	52.2	49.4	51.5	99.7
10	32.9	38.4	17.4	36.0	52.4	49.4	51.2	99.6
11	32.9	38.4	17.5	36.1	52.6	49.4	50.9	99.6
12	33.0	38.4	17.7	36.3	52.7	49.3	50.7	99.5
13	33.0	38.3	17.8	36.4	52.8	49.3	50.5	99.5
14	33.2		17.9	36.5	51.6	49.1	50.1	99.4
15	33.5		18.1	36.7	51.9	49.1	49.9	99.3
対前年度増減差								
8	0.0	△ 0.0	0.2	0.2	0.2	△ 0.1	△ 0.0	0.0
9	△ 0.3	△ 0.0	0.1	0.2	0.1	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.0
10	△ 0.0	0.0	0.2	0.2	0.2	△ 0.0	△ 0.3	△ 0.0
11	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	△ 0.0	△ 0.2	△ 0.0
12	0.1	△ 0.0	0.2	0.2	0.1	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.0
13	0.0	△ 0.1	0.1	0.1	0.1	△ 0.0	△ 0.2	△ 0.1
14	0.2		0.1	0.1	△ 1.2	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.1
15	0.3		0.2	0.1	0.3	△ 0.0	△ 0.2	△ 0.1

注1 国民年金の第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(4) 1人当たり標準報酬額（月額） —高い国共済と地共済。私学共済以外は減少—

被用者年金について1人当たり標準報酬月額（賞与は含まない）を平成15年度末でみると（図表2-2-9）、最も高いのは地共済で45.3万円、次いで国共済40.3万円、私学共済37.1万円、厚生年金31.4万円の順となっている。なお、地共済の標準報酬月額は、地共済から報告を受けた「平均給料月額」が時間外勤務手当を始めとする諸手当を含まないベースのものであるため、他制度と比較するために1.25倍したものである（地共済は他の制度と異なり、「給料」で掛金や給付額を算定する仕組みとなっている。）。

また、1人当たり標準報酬月額の男女間の差を、男性を100とする女性の水準によってみると、国共済、地共済の2制度がそれぞれ83.2、93.0であり、厚生年金（62.5）、私学共済（64.9）に比べて男女間の差が小さい。

図表2-2-9 1人当たり標準報酬月額 —平成15年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	円	円	円	円
計	<313,893>	<402,646>	<453,265>	<370,972>
男性	<358,875>	<415,251>	<465,264>	<453,551>
女性	<224,394>	<345,620>	<432,534>	<294,452>
男性を100とした女性の水準	<62.5>	<83.2>	<93.0>	<64.9>

- 注1 「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。
- 注2 地共済の1人当たり標準報酬月額は、平均給料月額を標準報酬ベースに換算した（1.25倍）場合の額である。
- 注3 地共済の平均給料月額は男女計362,612円、男性372,211円、女性346,027円である。
- 注4 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被保険者についての数値である。

一方、平成15年度から総報酬制が導入されたため、賞与も含めた総報酬ベースでの水準をみておく。1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額）、すなわち、総報酬ベースの標準報酬総額（年度間累計）を年度間平均被保険者数で除した額（月額）をみると（図表2-2-10）、平成15年度では、地共済60.2万円、国共済54.3万円、私学共済49.8万円、厚生年金37.5万円の順となっており、標準報酬月額ベースと同様の状況になっている。また、総報酬ベースの男性を100とした女性の水準は、標準報酬月額ベースに比べ、各制度とも若干低めとなっている。



図表 2-2-10 1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額）－平成15年度－

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	円	円	円	円
計	375,064	542,694	602,387	498,031
男性	431,495	561,494	622,886	616,435
女性	263,018	457,875	566,993	388,448
男性を100 とした女性 の水準	61.0	81.5	91.0	63.0

注1 「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額（総報酬ベース）の年度間平均（被保険者一人当たり月額）である。

注2 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被保険者についての数値である。

図表 2-2-11 1人当たり標準報酬額（月額）の推移

年度 <年度末>	厚生年金		国共済	地共済	私学共済
	円	旧農林年金 円			
平成	円	円	円	円	円
7	<307,530>	<277,620>	<379,903>	<424,225>	<343,239>
8	<311,344>	<282,375>	<385,459>	<432,775>	<348,348>
9	<316,881>	<286,727>	<390,090>	<441,521>	<353,682>
10	<316,186>	<289,986>	<396,612>	<448,151>	<357,706>
11	<315,353>	<292,577>	<401,956>	<453,615>	<360,832>
12	<318,688>	<295,153>	<410,007>	<458,066>	<366,349>
13	<318,679>	<296,925>	<412,231>	<461,583>	<367,677>
14	<314,489>		<406,373>	<456,830>	<369,995>
15	375,064 <313,893>		542,694 <402,646>	602,387 <453,265>	498,031 <370,972>
対前年度増減率(%)					
8	<1.2>	<1.7>	<1.5>	<2.0>	<1.5>
9	<1.8>	<1.5>	<1.2>	<2.0>	<1.5>
10	<△ 0.2>	<1.1>	<1.7>	<1.5>	<1.1>
11	<△ 0.3>	<0.9>	<1.3>	<1.2>	<0.9>
12	<1.1>	<0.9>	<2.0>	<1.0>	<1.5>
13	<△ 0.0>	<0.6>	<0.5>	<0.8>	<0.4>
14	<△ 1.3>		<△ 1.4>	<△ 1.0>	<0.6>
15	… <△ 0.2>		… <△ 0.9>	… <△ 0.8>	… <0.3>

注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額（総報酬ベース）の年度間平均（被保険者一人当たり月額）である。また、<>内は「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 地共済の1人当たり標準報酬月額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

1人当たり標準報酬額（月額）の推移をみると（図表2-2-11）、標準報酬月額ベースでは、国共済、地共済、私学共済で増加傾向が続いていたが、14年度に国共済、地共済が減少に転じた。15年度の対前年度増減率は、厚生年金で0.2%減、国共済で0.9%減、地共済で0.8%減、私学共済で0.3%増であった。

また、男性を100とした女性の水準の推移をみると（図表2-2-12）、厚生年金、地共済、私学共済については、平成12年度を除き、少しずつではあるが男女間の差が縮まってきている。一方、国共済は、平成15年度末の水準が7年度末の水準を下回っている状況にある。

図表2-2-12 1人当たり標準報酬額(月額)の男性を100とした女性の水準の推移

年度 〈年度末〉	厚生年金		国共済	地共済	私学共済
		旧農林年金			
7	<59.2>	<67.2>	<84.7>	<91.6>	<62.6>
8	<59.4>	<67.7>	<84.2>	<91.6>	<63.0>
9	<59.5>	<67.9>	<83.9>	<92.2>	<63.4>
10	<60.2>	<68.1>	<83.6>	<92.4>	<63.7>
11	<60.9>	<68.3>	<83.4>	<92.7>	<64.0>
12	<60.8>	<68.3>	<83.7>	<92.6>	<63.4>
13	<61.4>	<68.6>	<83.8>	<92.8>	<63.7>
14	<62.4>		<83.4>	<92.9>	<64.5>
15	61.0		81.5	91.0	63.0
	<62.5>		<83.2>	<93.0>	<64.9>
対前年度増減差					
8	<0.2>	<0.5>	<△ 0.5>	<0.0>	<0.4>
9	<0.1>	<0.2>	<△ 0.4>	<0.5>	<0.4>
10	<0.6>	<0.2>	<△ 0.2>	<0.2>	<0.2>
11	<0.7>	<0.2>	<△ 0.2>	<0.3>	<0.3>
12	<△ 0.0>	<0.0>	<0.3>	<△ 0.1>	<△ 0.6>
13	<0.6>	<0.2>	<0.1>	<0.2>	<0.3>
14	<1.0>		<△ 0.4>	<0.1>	<0.8>
15	...		...	...	...
	<0.1>		<△ 0.2>	<0.0>	<0.4>

注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額（総報酬ベース）の年度間平均（被保険者一人当たり月額）の女性水準である。また、〈〉内は「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均の女性水準である。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

## (5) 標準報酬総額 ー私学共済で高い伸び、国共済・地共済で減少ー

被用者年金の平成15年度の標準報酬総額（総報酬ベース・年度間累計）は、厚生年金145兆8,725億円、国共済7兆1,088億円、地共済22兆8,236億円、私学共済2兆6,076億円であった（図表2-2-13）。

一方、時系列での動向を把握するため従来の標準報酬月額ベースでみると、平成15年度の標準報酬月額の総額（年度間累計）は、厚生年金121兆9,199億円、国共済5兆2,860億円、地共済17兆1,616億円、私学共済1兆9,275億円であった。

標準報酬月額ベースでの推移をみると、厚生年金は9年度をピークに減少傾向が続いており、15年度は1.2%減であった。国共済及び地共済は、地共済の12年度を除き増加が続いていたが、14年度に減少に転じ、15年度にはともに2.2%減となった。ここで、12年度に地共済が減少、国共済の増加率が他の年に比べて高くなっているのは、地方事務官の組合員としての資格が地共済から国共済に変更されたことの影響がある。

一方、私学共済は、被保険者数と1人当たり標準報酬月額がともに増加していることから、増加傾向が続いており、15年度は1.4%増であった。なお、14年度の5.5%という高い伸びは、被保険者の適用拡大が影響しているものと考えられる。

図表2-2-13 標準報酬総額の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
	億円	億円	億円				
平成7	<1,215,248>	<23,136>	<16,873>	<50,431>	<168,207>	<16,431>	<1,490,326>
8	<1,235,867>	<23,431>	<16,986>	<51,314>	<171,635>	<16,745>	<1,515,977>
9	<1,281,286>		<16,898>	<51,893>	<174,521>	<17,004>	<1,541,603>
10	<1,272,631>		<16,787>	<52,368>	<176,293>	<17,279>	<1,535,358>
11	<1,247,826>		<16,714>	<52,854>	<177,712>	<17,500>	<1,512,606>
12	<1,240,660>		<16,598>	<54,319>	<176,426>	<17,777>	<1,505,781>
13	<1,231,930>		<16,410>	<54,583>	<176,435>	<18,016>	<1,497,374>
14	<1,233,692>			<54,065>	<175,486>	<19,005>	<1,482,247>
15	1,458,725 <1,219,199>			71,088 <52,860>	228,236 <171,616>	26,076 <19,275>	1,784,125 <1,462,950>
対前年度増減率(%)							
8	<1.7>	<1.3>	<0.7>	<1.8>	<2.0>	<1.9>	<1.7>
9	<3.7>	《1.7》	<△ 0.5>	<1.1>	<1.7>	<1.5>	<1.7>
10	<△ 0.7>		<△ 0.7>	<0.9>	<1.0>	<1.6>	<△ 0.4>
11	<△ 1.9>		<△ 0.4>	<0.9>	<0.8>	<1.3>	<△ 1.5>
12	<△ 0.6>		<△ 0.7>	<2.8>	<△ 0.7>	<1.6>	<△ 0.5>
13	<△ 0.7>		<△ 1.1>	<0.5>	<0.0>	<1.3>	<△ 0.6>
14	<0.1>	《△ 1.2》		<△ 1.0>	<△ 0.5>	<5.5>	<△ 1.0>
15	△ 1.2			<△ 2.2>	<△ 2.2>	<1.4>	<△ 1.3>

注1 年度間累計の額である。

注2 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、<>内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注3 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注4 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

注5 地共済は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。

3 受給権者の現状及び推移

(1) 受給権者数 —各制度とも増加が続く—

平成15年度末の受給権者数は、厚生年金2,315万人、国共済93万人、地共済217万人、私学共済26万人、国民年金2,254万人（新法基礎年金と旧法国民年金の合計）であった（図表2-3-1）。この受給権者数は、厚生年金と基礎年金の受給権を両方有するなど1人で複数の受給権を有している者について、それぞれでカウントしたものである。また、遺族年金の受給権者の場合、要件に該当する遺族すべてに受給権が付与されること、例えば配偶者と子供が2人いた場合、1人分の遺族年金に対し受給権者数は3人となることにも留意が必要である。

これらの重複を除いた何らかの公的年金の受給権を有する者の数は、基礎年金番号を活用して算出すると3,137万人である。

図表2-3-1 受給権者数の推移

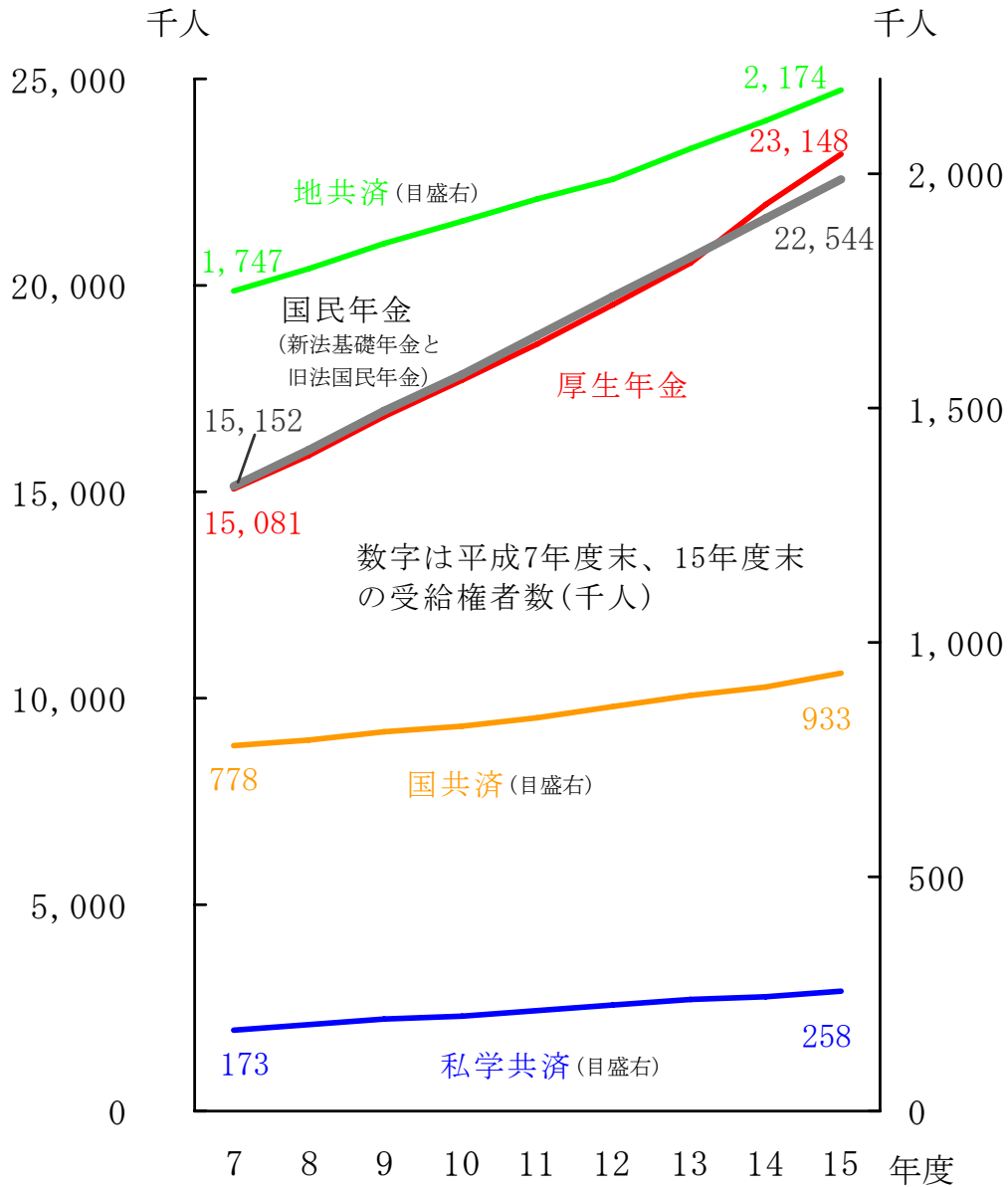
年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成7	14,448	633	266.0	778	1,747	173.5	15,152
8	15,239	632	278.2	794	1,793	184.6	16,010
9	16,813		290.4	810	1,848	193.5	16,987
10	17,679		302.8	823	1,898	202.5	17,871
11	18,571		314.9	835	1,942	212.7	18,795
12	19,529		330.7	862	1,984	223.8	19,737
13	20,559		348.1	883	2,049	235.3	20,669
14	21,980			906	2,109	245.9	21,653
15	23,148			933	2,174	258.2	22,544
対前年度増減率(%)							
8	5.5	△0.2	4.6	2.0	2.6	6.4	5.7
9	10.3	《5.9》	4.4	2.1	3.1	4.8	6.1
10	5.2		4.3	1.6	2.7	4.7	5.2
11	5.0		4.0	1.5	2.3	5.0	5.2
12	5.2		5.0	3.1	2.2	5.2	5.0
13	5.3		5.3	2.5	3.2	5.1	4.7
14	6.9	《5.1》		2.6	3.0	4.5	4.8
15	5.3			2.9	3.1	5.0	4.1

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。  
 注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

受給権者数の推移をみると（図表2-3-1、2-3-2）、各制度とも増加を続けており、対前年度増加率は8年度以降で、厚生年金、私学共済、国民年金が4～6%台であるのに対し、国共済と地共済の増加率はやや低く、1～3%台となっている。15年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では厚生年金5.3%増、私学共済5.0%増、地

共済 3.1%増、国共済 2.9%増となっている。また、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）の受給権者数は 4.1%増となっている。

図表 2-3-2 受給権者数の推移



(受給者数)

年金が全額支給停止<sup>注</sup>されている者を除いた受給者数は、図表 2-3-3 のように推移しており、その動向は上でみた受給権者数の動向と概ね同じである。

注 年金は、併給調整や在職老齢年金の仕組によって全額又は一部が支給停止となることがある。

図表 2-3-3 受給者数の年次推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	13,621	-	257.7	-	1,680	157.8	14,751
8	14,324	-	270.2	-	1,729	167.6	15,611
9	15,778	-	282.7	-	1,783	176.7	16,585
10	16,503	-	294.1	-	1,833	185.9	17,469
11	17,233	-	305.3	811	1,875	195.8	18,362
12	18,074	-	319.6	837	1,913	206.7	19,304
13	19,005	-	335.8	857	1,970	217.3	20,238
14	20,315	-		879	2,029	221.8	21,222
15	21,369	-		906	2,088	234.5	22,111
対前年度増減率(%)							
8	5.2	-	4.8	-	3.0	6.2	5.8
9	10.2	-	4.6	-	3.1	5.5	6.2
10	4.6	-	4.0	-	2.8	5.2	5.3
11	4.4	-	3.8	-	2.3	5.3	5.1
12	4.9	-	4.7	3.2	2.0	5.6	5.1
13	5.2	-	5.0	2.4	3.0	5.1	4.8
14	6.9	《5.0》		2.6	3.0	2.1	4.9
15	5.2			3.0	2.9	5.7	4.2

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

(2) 年金種別別にみた状況

ア 平成 15 年度末の状況

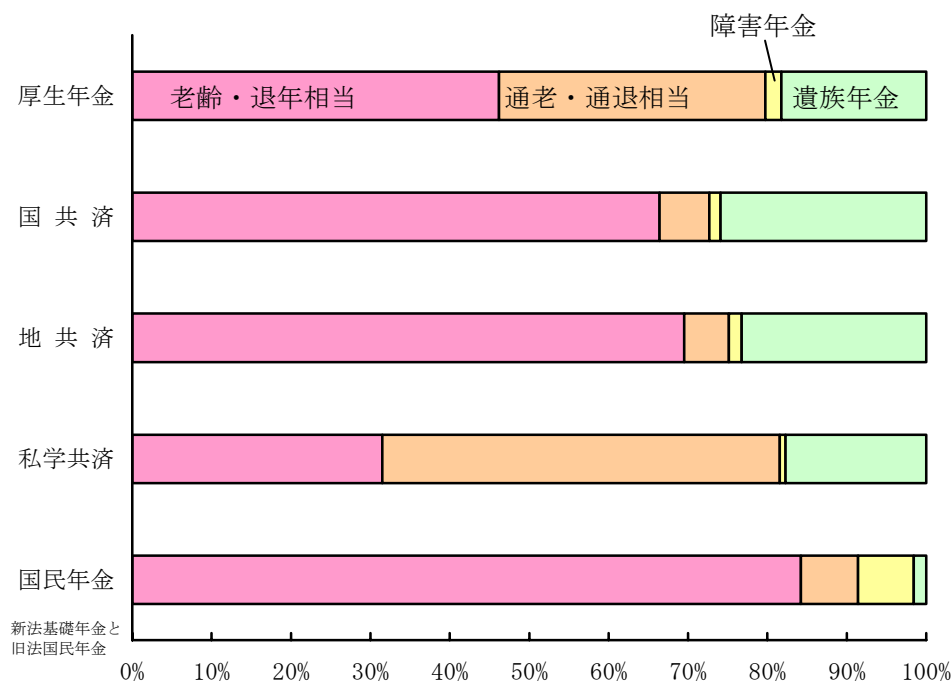
受給権者を年金種別、すなわち

- ① 老齢・退年相当の老齢・退職年金（以下「老齢・退年相当<sup>注</sup>」という。）
- ② 通老・通退相当の老齢・退職年金（以下「通老・通退相当<sup>注</sup>」という。）
- ③ 障害年金
- ④ 遺族年金

の別にみる。

注 「老齢・退年相当」とは、加入期間が老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている（経過措置（現在は20年以上）及び中高齢の特例措置（15年以上）を含む）新法の老齢厚生年金・退職共済年金、及び基礎年金制度導入前の旧法の老齢年金・退職年金のことで、「通老・通退相当」とは、老齢・退年相当に該当しない新法老齢厚生年金・退職共済年金、及び旧法の通算老齢年金・通算退職年金のことである。なお、国民年金の場合、新法老齢基礎年金のすべてが老齢相当ということになる。

図表 2-3-4 受給権者の年金種別別構成 —平成 15 年度末



受給権者の年金種別別構成割合は、制度によって異なるが、概ね老齢・退年相当が最も多くなっている。

この傾向は、受給者数でみても大きな違いはない（図表 2-3-4、2-3-5）。

#### （国民年金は遺族年金が少ない）

ただし、国民年金では遺族年金が障害年金よりも少ない。遺族年金の受給権者数割合をみると、国民年金は 1.6%であり、一方、被用者年金では最も低い私学共済でも 17.7%（厚生年金は 18.3%）ある。これは、国民年金の遺族基礎年金<sup>注</sup>は基本的には 18 歳未満の子<sup>注</sup>又は 18 歳未満の子を有する妻にしか支給されないのに対し、被用者年金の遺族年金は死亡した老齢年金受給権者の配偶者にも原則として受給権が与えられることから、このような違いが生じていると考えられる。

注 国民年金には遺族基礎年金以外に「寡婦年金」、「死亡一時金」がある。国民年金の遺族年金受給権者数には寡婦年金の受給権者数も含まれるがウェイトは小さい。また、18 歳未満の子とは正しくは 18 歳に到達した年度の末日までにある子又は 20 歳未満の障害等級の 1 級・2 級の障害の状態にある子のことである。

#### （国共済と地共済は通老・通退相当が少ない）

また、国共済と地共済にあつては、通老・通退相当の占める割合はそれぞれ 6.3%、5.6%でしかなく、他の被用者年金が 30%以上（厚生年金 33.6%、私学共済 50.1%）であるのに比べて小さい。国共済と地共済は、加入期間の長い者の比率が他の被

用者年金に比べて高いことがうかがえる。例えば、老齢・退年相当の平均加入期間をみても、国共済 418 ヶ月、地共済 413 ヶ月であり、厚生年金 374 ヶ月、私学共済 374 ヶ月に比べて長いものとなっている。

(私学共済は通老・通退相当が多い)

私学共済は老齢・退年相当 31.5%に対し通老・通退相当が 50.1%と、通老・通退相当の方が老齢・退年相当よりも多くなっており、特徴的である(厚生年金は老齢・退年相当 46.2%に対し通老・通退相当 33.6%である。)

図表 2-3-5 年金種別別にみた受給権者数及び受給者数 —平成 15 年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	
	千人	千人	千人	千人	千人	
受給権者数						
計	23,148	933	2,174	258.2	22,544	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	620	1,511	81.3	18,985	
	通老・通退相当	7,770	58	123	1,625	
障害年金	463	13	35	1.9	1,580	
遺族年金	4,225	241	505	45.7	353	
構成比	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	46.2	66.4	69.5	31.5	84.2
	通老・通退相当	33.6	6.3	5.6	50.1	7.2
障害年金	2.0	1.4	1.6	0.7	7.0	
遺族年金	18.3	25.9	23.2	17.7	1.6	
受給者数						
計	21,369	906	2,088	234.5	22,111	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	604	1,467	67.3	18,890	
	通老・通退相当	7,086	57	118	119.9	1,620
障害年金	341	9	22	1.6	1,460	
遺族年金	3,868	236	481	45.6	142	
構成比	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	47.1	66.7	70.3	28.7	85.4
	通老・通退相当	33.2	6.3	5.7	51.2	7.3
障害年金	1.6	1.0	1.0	0.7	6.6	
遺族年金	18.1	26.0	23.0	19.5	0.6	

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。



## イ 推移

年金種別別に受給権者数の推移をみると（図表 2-3-6）、国民年金の通老・通退相当と遺族年金以外は、各制度ともいずれの年金種別でも増加を続けている。

### （老齢・退年相当 ー厚生年金、私学共済で大幅な増加ー）

老齢・退年相当について平成 15 年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では私学共済が 6.3%増、厚生年金が 5.4%増と大きく伸び、地共済は 2.7%増、国共済は 1.6%増となっている。（図表 2-3-6） また、国民年金の老齢・退年相当の受給権者（老齢基礎年金受給権者を含む）は 5.2%増であった。

国共済と地共済の老齢・退年相当は、15 年度に限らず、他制度に比べて増加ペースが遅い。これは、この 2 制度が恩給公務員期間等を通算しており、相対的に成熟の程度が高いためである。受給権者数の増加ペースが他制度よりも遅いが、年金財政の観点からは、今後、恩給公務員期間等を有する者が少なくなるとともに、財源が国・地方公共団体等が事業主として負担する追加費用から保険料にシフトしていくことに留意が必要である。

### （通老・通退相当 ー私学共済以外は、老齢・退年相当よりも伸びが大きいー）

通老・通退相当の動きを老齢・退年相当と比べると、私学共済以外の被用者年金では、通老・通退相当の伸びの方が大きくなっている。15 年度の対前年度増加率は、厚生年金が 6.5%増、国共済が 18.0%増、地共済が 4.9%増と、ともに老齢・退年相当より高くなっており、特に国共済ではここ 4 年ほど二桁の伸びが続いている。一方、私学共済は、老齢・退年相当 6.3%増に対し、通老・通退相当 4.5%増となっている。なお、国民年金の通老・通退相当は、旧法の通算老齢年金受給権者であるため、年々減少している。

### （障害年金）

障害年金も各制度で増加を続けている。増加率は老齢・退職年金や遺族年金に比べると国民年金以外は総じて低めであったが、平成 15 年度の対前年度増加率は、地共済が 4.5%増、私学共済が 4.9%増となり、遺族年金より高くなっている。

### （遺族年金）

遺族年金は、国民年金以外の制度で増加を続けており、平成 15 年度の対前年度増加率をみると、厚生年金 3.5%増、国共済 3.3%増、地共済 3.6%増、私学共済 4.1%増となっている。

図表 2-3-6 年金種別別にみた受給権者数の推移

年度末	厚生年金					国共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	15,081	7,051	4,606	378	3,047	778	565	25	11	176
8	15,871	7,386	4,923	386	3,177	794	570	28	11	184
9	16,813	7,822	5,299	393	3,299	810	576	30	11	192
10	17,679	8,217	5,625	404	3,433	823	579	32	11	200
11	18,571	8,580	5,975	415	3,601	835	580	35	12	208
12	19,529	9,014	6,352	425	3,737	862	592	39	12	218
13	20,559	9,486	6,764	436	3,873	883	601	43	13	226
14	21,980	10,145	7,299	452	4,084	906	610	49	13	234
15	23,148	10,690	7,770	463	4,225	933	620	58	13	241
対前年度増減率 (%)										
8	5.2	4.7	6.9	2.1	4.3	2.0	0.9	9.2	2.2	4.6
9	5.9	5.9	7.6	2.0	3.8	2.1	1.1	8.1	2.5	4.3
10	5.2	5.0	6.1	2.7	4.1	1.6	0.5	7.6	1.8	4.1
11	5.0	4.4	6.2	2.8	4.9	1.5	0.2	7.9	1.7	4.0
12	5.2	5.1	6.3	2.4	3.8	3.1	2.1	10.9	4.5	4.8
13	5.3	5.2	6.5	2.5	3.6	2.5	1.5	12.7	3.3	3.5
14	6.9	6.9	7.9	3.8	5.4	2.6	1.5	13.8	3.5	3.5
15	5.3	5.4	6.5	2.4	3.5	2.9	1.6	18.0	3.3	3.3
年度末	地共済					私学共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	1,747	1,266	88	28	364	173.5	49.0	92.7	1.4	30.3
8	1,793	1,290	92	29	382	184.6	53.6	97.4	1.5	32.2
9	1,848	1,322	95	30	401	193.5	56.8	101.0	1.5	34.1
10	1,898	1,349	98	30	420	202.5	60.2	105.0	1.6	35.8
11	1,942	1,372	101	31	438	212.7	63.5	109.3	1.6	38.1
12	1,984	1,394	104	32	454	223.8	67.8	114.1	1.7	40.1
13	2,049	1,434	112	32	470	235.3	72.3	119.2	1.8	42.0
14	2,109	1,471	117	34	488	245.9	76.5	123.6	1.8	43.9
15	2,174	1,511	123	35	505	258.2	81.3	129.2	1.9	45.7
対前年度増減率 (%)										
8	2.6	1.9	4.0	2.3	5.0	6.4	9.3	5.0	4.3	6.1
9	3.1	2.5	3.7	2.2	4.9	4.8	6.0	3.7	2.5	6.1
10	2.7	2.0	3.2	2.3	4.7	4.7	5.9	3.9	3.3	4.8
11	2.3	1.7	2.6	2.1	4.3	5.0	5.6	4.2	4.0	6.6
12	2.2	1.6	3.5	1.8	3.6	5.2	6.7	4.4	3.8	5.2
13	3.2	2.8	7.3	2.9	3.6	5.1	6.6	4.4	2.5	4.8
14	3.0	2.6	4.5	3.6	3.7	4.5	5.9	3.7	3.5	4.5
15	3.1	2.7	4.9	4.5	3.6	5.0	6.3	4.5	4.9	4.1
年度末	国民年金 新法基礎年金と旧法国民年金									
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金					
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当							
平成	千人	千人	千人	千人	千人					
7	15,152	11,400	2,109	1,309	334					
8	16,010	12,276	2,063	1,338	332					
9	16,987	13,276	2,011	1,370	331					
10	17,871	14,186	1,952	1,402	331					
11	18,795	15,090	1,890	1,437	377					
12	19,737	16,061	1,829	1,473	373					
13	20,669	17,030	1,764	1,508	367					
14	21,653	18,053	1,697	1,543	360					
15	22,544	18,985	1,625	1,580	353					
対前年度増減率 (%)										
8	5.7	7.7	△ 2.2	2.3	△ 0.5					
9	6.1	8.1	△ 2.6	2.3	△ 0.2					
10	5.2	6.9	△ 2.9	2.3	0.1					
11	5.2	6.4	△ 3.2	2.6	13.7					
12	5.0	6.4	△ 3.2	2.5	△ 0.9					
13	4.7	6.0	△ 3.5	2.3	△ 1.7					
14	4.8	6.0	△ 3.8	2.3	△ 2.1					
15	4.1	5.2	△ 4.2	2.4	△ 1.9					

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。  
注2 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

図表 2-3-7 受給権者数の年金種別別構成割合の推移

年度末	厚生年金					国共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
7	100.0	46.8	30.5	2.5	20.2	100.0	72.6	3.3	1.4	22.7
8	100.0	46.5	31.0	2.4	20.0	100.0	71.8	3.5	1.4	23.2
9	100.0	46.5	31.5	2.3	19.6	100.0	71.1	3.7	1.4	23.7
10	100.0	46.5	31.8	2.3	19.4	100.0	70.3	3.9	1.4	24.3
11	100.0	46.2	32.2	2.2	19.4	100.0	69.5	4.2	1.4	24.9
12	100.0	46.2	32.5	2.2	19.1	100.0	68.8	4.5	1.4	25.3
13	100.0	46.1	32.9	2.1	18.8	100.0	68.1	4.9	1.4	25.6
14	100.0	46.2	33.2	2.1	18.6	100.0	67.3	5.5	1.4	25.8
15	100.0	46.2	33.6	2.0	18.3	100.0	66.4	6.3	1.4	25.9
対前年度増減差										
8		△ 0.2	0.5	△ 0.1	△ 0.2		△ 0.8	0.2	0.0	0.6
9		△ 0.0	0.5	△ 0.1	△ 0.4		△ 0.7	0.2	0.0	0.5
10		△ 0.0	0.3	△ 0.1	△ 0.2		△ 0.8	0.2	0.0	0.6
11		△ 0.3	0.4	△ 0.0	△ 0.0		△ 0.9	0.2	0.0	0.6
12		△ 0.0	0.4	△ 0.1	△ 0.3		△ 0.7	0.3	0.0	0.4
13		△ 0.0	0.4	△ 0.1	△ 0.3		△ 0.7	0.4	0.0	0.2
14		0.0	0.3	△ 0.1	△ 0.3		△ 0.8	0.5	0.0	0.2
15		0.0	0.4	△ 0.1	△ 0.3		△ 0.9	0.8	0.0	0.1
年度末	地共済					私学共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
7	100.0	72.5	5.1	1.6	20.8	100.0	28.3	53.4	0.8	17.5
8	100.0	71.9	5.1	1.6	21.3	100.0	29.0	52.7	0.8	17.4
9	100.0	71.5	5.1	1.6	21.7	100.0	29.4	52.2	0.8	17.6
10	100.0	71.1	5.2	1.6	22.1	100.0	29.7	51.8	0.8	17.7
11	100.0	70.7	5.2	1.6	22.6	100.0	29.9	51.4	0.8	17.9
12	100.0	70.3	5.3	1.6	22.9	100.0	30.3	51.0	0.8	17.9
13	100.0	70.0	5.5	1.6	23.0	100.0	30.7	50.7	0.7	17.9
14	100.0	69.7	5.5	1.6	23.1	100.0	31.1	50.3	0.7	17.9
15	100.0	69.5	5.6	1.6	23.2	100.0	31.5	50.1	0.7	17.7
対前年度増減差										
8		△ 0.5	0.1	△ 0.0	0.5		0.8	△ 0.7	△ 0.0	△ 0.1
9		△ 0.4	0.0	△ 0.0	0.4		0.3	△ 0.5	△ 0.0	0.2
10		△ 0.5	0.0	△ 0.0	0.4		0.4	△ 0.4	△ 0.0	0.0
11		△ 0.4	0.0	△ 0.0	0.4		0.2	△ 0.4	△ 0.0	0.3
12		△ 0.4	0.1	△ 0.0	0.3		0.4	△ 0.4	△ 0.0	△ 0.0
13		△ 0.3	0.2	△ 0.0	0.1		0.4	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.1
14		△ 0.3	0.1	0.0	0.2		0.4	△ 0.4	△ 0.0	△ 0.0
15		△ 0.2	0.1	0.0	0.1		0.4	△ 0.2	△ 0.0	△ 0.2
年度末	国民年金 新法基礎年金と旧法国民年金									
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金					
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当							
平成	%	%	%	%	%					
7	100.0	75.2	13.9	8.6	2.2					
8	100.0	76.7	12.9	8.4	2.1					
9	100.0	78.2	11.8	8.1	1.9					
10	100.0	79.4	10.9	7.8	1.9					
11	100.0	80.3	10.1	7.6	2.0					
12	100.0	81.4	9.3	7.5	1.9					
13	100.0	82.4	8.5	7.3	1.8					
14	100.0	83.4	7.8	7.1	1.7					
15	100.0	84.2	7.2	7.0	1.6					
対前年度増減差										
8		1.4	△ 1.0	△ 0.3	△ 0.1					
9		1.5	△ 1.1	△ 0.3	△ 0.1					
10		1.2	△ 0.9	△ 0.2	△ 0.1					
11		0.9	△ 0.9	△ 0.2	0.1					
12		1.1	△ 0.8	△ 0.2	△ 0.1					
13		1.0	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.1					
14		1.0	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.1					
15		0.8	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.1					

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。  
 注2 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

(年金種別別構成割合)

受給権者数の年金種別別構成割合の推移をみると（図表 2-3-7）、私学共済と国民年金で老齢・退年相当の割合が増えているのに対し、厚生年金では通老・通退相当が、国共済と地共済では通老・通退相当及び遺族年金の割合が増えている。これらの動向には、各制度の成熟の度合いが反映されているものと考えられる。

(3) 年金総額

ア 平成 15 年度末の状況

平成 15 年度末の年金総額（受給権者の年金額の総額）は、厚生年金 24 兆 6,729 億円、国共済 1 兆 7,690 億円、地共済 4 兆 4,892 億円、私学共済 2,675 億円、国民年金 13 兆 9,433 億円（新法基礎年金と旧法国民年金）であった（図表 2-3-8）。国民年金の 13 兆 9,433 億円には、旧法被用者年金の基礎年金相当分（旧法年金のいわゆる 1 階部分）は含まれない。公的年金制度全体で 45 兆 1,420 億円である。これを全額支給停止されている年金を外した受給者ベースで見ると 43 兆 3,802 億円となる。受給者ベースの年金総額は、一部が支給されている年金については、停止前の年金額を足し合わせたものである。したがって、受給者ベースの年金総額であっても、そのすべてが支給されているわけではない。以下では、特に断らない限り、年金総額は受給権者ベースのものとする。

年金種別の割合をみると、各制度とも老齢・退年相当が 70～80% 台を占める。ただし私学共済は 65.7% と他制度に比べて低く、代わりに通老・通退相当が 20.9% と他制度に比べて高くなっている。また、被用者年金にあつては、概ね、遺族年金が 17～20%（私学共済のみ 12.6%）、障害年金は 2% 未満であるのに対し、国民年金は遺族年金が 1.9% と小さく、障害年金は 10.2% となっている。

なお、この傾向は、受給者ベースで見ても特に変わりはない。

図表 2-3-8 年金種別別にみた年金総額 —平成15年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金制度計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体	
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
受給権者								
計	246,729	17,690	44,892	2,675	311,987	139,433	451,420	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	178,098	13,732	36,031	1,758	229,618	119,062	348,680
	通老・通退相当	22,536	258	708	559	24,061	3,522	27,582
障害年金	4,223	186	546	22	4,978	14,236	19,213	
遺族年金	41,872	3,507	7,607	337	53,324	2,613	55,937	
構成比	%	%	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	72.2	77.6	80.3	65.7	73.6	85.4	77.2
	通老・通退相当	9.1	1.5	1.6	20.9	7.7	2.5	6.1
障害年金	1.7	1.1	1.2	0.8	1.6	10.2	4.3	
遺族年金	17.0	19.8	16.9	12.6	17.1	1.9	12.4	
受給者								
計	233,971	17,240	43,584	2,306	297,101	136,701	433,802	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	169,643	13,410	35,197	1,438	219,688	118,585	338,273
	通老・通退相当	21,043	247	684	513	22,487	3,510	25,997
障害年金	2,999	132	362	19	3,512	13,205	16,716	
遺族年金	40,287	3,443	7,341	336	51,407	1,401	52,809	
構成比	%	%	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	72.5	77.8	80.8	62.4	73.9	86.7	78.0
	通老・通退相当	9.0	1.4	1.6	22.2	7.6	2.6	6.0
障害年金	1.3	0.8	0.8	0.8	1.2	9.7	3.9	
遺族年金	17.2	20.0	16.8	14.6	17.3	1.0	12.2	

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

## イ 推移

年金総額の推移をみると（図表 2-3-9）、総じて増加を続けている。平成15年度の対前年度増減率をみると、被用者年金制度では私学共済が3.4%増、厚生年金が2.9%増、地共済が1.0%増、国共済が0.2%増となっている。

また、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）の年金総額は15年度で、対前年度4.4%増であった。

### （老齢・退年相当）

老齢・退年相当についてみると、平成15年度の対前年度増減率は、厚生年金3.0%増、国共済0.5%減、地共済0.6%増、私学共済4.3%増、国民年金5.2%増となっている。

**(遺族年金)**

遺族年金の年金総額は平成15年度の対前年度増減率で見ると、厚生年金2.8%増、国共済2.4%増、地共済3.1%増、私学共済3.8%増となっている。8年度以降で見ると、被用者年金では、遺族年金が老齢・退年相当よりも総じて高い率で増加している。

**(年金種別別構成割合)**

受給権者の年金総額の年金種別別構成割合の推移をみると(図表2-3-10)、厚生年金、国共済、地共済については、総じて、老齢・退年相当の割合が減る一方で遺族年金の割合が増えているのに対し、私学共済と国民年金では老齢・退年相当の割合が増えている。

図表 2-3-9 年金種別別にみた年金総額の推移 -受給権者ベース-

年度末	厚生年金					国共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	183,438	134,094	16,411	3,899	29,033	16,845	13,979	183	183	2,490
8	189,722	138,338	17,056	3,904	30,423	16,935	13,935	193	181	2,615
9	197,655	144,158	17,835	3,910	31,752	17,013	13,888	200	180	2,736
10	207,943	151,383	18,775	4,001	33,784	17,290	13,985	210	181	2,906
11	216,023	156,716	19,580	4,064	35,663	17,331	13,880	217	180	3,045
12	223,292	161,781	20,287	4,095	37,129	17,557	13,947	226	183	3,193
13	228,204	164,588	20,898	4,130	38,587	17,534	13,803	234	184	3,305
14	239,806	172,892	21,965	4,225	40,724	17,656	13,794	245	185	3,424
15	246,729	178,098	22,536	4,223	41,872	17,690	13,732	258	186	3,507
対前年度増減率 (%)										
8	3.4	3.2	3.9	0.1	4.8	0.5	△ 0.3	5.7	△ 0.9	5.0
9	4.2	4.2	4.6	0.1	4.4	0.5	△ 0.3	3.6	△ 0.6	4.6
10	5.2	5.0	5.3	2.3	6.4	1.6	0.7	4.8	0.5	6.2
11	3.9	3.5	4.3	1.6	5.6	0.2	△ 0.7	3.3	△ 0.7	4.8
12	3.4	3.2	3.6	0.8	4.1	1.3	0.5	4.1	1.7	4.8
13	2.2	1.7	3.0	0.8	3.9	△ 0.1	△ 1.0	3.6	0.7	3.5
14	5.1	5.0	5.1	2.3	5.5	0.7	△ 0.1	4.7	0.8	3.6
15	2.9	3.0	2.6	△ 0.0	2.8	0.2	△ 0.5	5.4	0.3	2.4
年度末	地共済					私学共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	40,053	33,686	654	534	5,180	1,922	1,193	496	19	214
8	40,437	33,769	659	531	5,479	2,043	1,286	511	20	227
9	41,059	34,088	662	528	5,780	2,117	1,340	516	19	241
10	42,287	34,889	674	534	6,190	2,232	1,423	531	20	258
11	42,901	35,165	675	536	6,526	2,327	1,489	540	21	278
12	43,257	35,244	680	532	6,802	2,432	1,569	548	21	294
13	43,789	35,463	702	535	7,089	2,497	1,615	551	21	309
14	44,435	35,810	707	541	7,377	2,587	1,685	555	22	324
15	44,892	36,031	708	546	7,607	2,675	1,758	559	22	337
対前年度増減率 (%)										
8	1.0	0.2	0.8	△ 0.5	5.8	6.3	7.8	2.8	2.5	6.0
9	1.5	0.9	0.5	△ 0.5	5.5	3.6	4.2	1.0	△ 2.0	6.4
10	3.0	2.3	1.8	1.2	7.1	5.4	6.2	2.9	4.0	6.8
11	1.5	0.8	0.1	0.2	5.4	4.3	4.7	1.7	2.2	7.6
12	0.8	0.2	0.7	△ 0.6	4.2	4.5	5.4	1.6	2.8	5.8
13	1.2	0.6	3.3	0.5	4.2	2.7	3.0	0.5	0.6	5.3
14	1.5	1.0	0.8	1.1	4.1	3.6	4.3	0.8	1.9	4.8
15	1.0	0.6	0.1	1.0	3.1	3.4	4.3	0.6	2.9	3.8
年度末	国民年金 新法基礎年金と旧法国民年金									
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金					
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当							
平成	億円	億円	億円	億円	億円					
7	79,731	61,091	4,361	11,866	2,413					
8	86,324	67,546	4,281	12,097	2,399					
9	93,767	74,846	4,185	12,344	2,391					
10	102,532	83,123	4,151	12,821	2,437					
11	110,700	90,629	4,059	13,216	2,796					
12	118,360	98,136	3,945	13,505	2,775					
13	125,830	105,494	3,821	13,782	2,733					
14	133,598	113,159	3,692	14,064	2,683					
15	139,433	119,062	3,522	14,236	2,613					
対前年度増減率 (%)										
8	8.3	10.6	△ 1.8	1.9	△ 0.6					
9	8.6	10.8	△ 2.2	2.0	△ 0.3					
10	9.3	11.1	△ 0.8	3.9	1.9					
11	8.0	9.0	△ 2.2	3.1	14.7					
12	6.9	8.3	△ 2.8	2.2	△ 0.8					
13	6.3	7.5	△ 3.1	2.1	△ 1.5					
14	6.2	7.3	△ 3.4	2.0	△ 1.8					
15	4.4	5.2	△ 4.6	1.2	△ 2.6					

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。

注2 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

図表 2-3-10 年金総額の年金種別別構成割合の推移 -受給権者ベース-

年度末	厚生年金					国共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
7	100.0	73.1	8.9	2.1	15.8	100.0	83.0	1.1	1.1	14.8
8	100.0	72.9	9.0	2.1	16.0	100.0	82.3	1.1	1.1	15.4
9	100.0	72.9	9.0	2.0	16.1	100.0	81.6	1.2	1.1	16.1
10	100.0	72.8	9.0	1.9	16.2	100.0	80.9	1.2	1.0	16.8
11	100.0	72.5	9.1	1.9	16.5	100.0	80.1	1.3	1.0	17.6
12	100.0	72.5	9.1	1.8	16.6	100.0	79.4	1.3	1.0	18.2
13	100.0	72.1	9.2	1.8	16.9	100.0	78.7	1.3	1.0	18.9
14	100.0	72.1	9.2	1.8	17.0	100.0	78.1	1.4	1.0	19.4
15	100.0	72.2	9.1	1.7	17.0	100.0	77.6	1.5	1.1	19.8
対前年度増減差										
8		△ 0.2	0.0	△ 0.1	0.2		△ 0.7	0.1	△ 0.0	0.7
9		0.0	0.0	△ 0.1	0.0		△ 0.7	0.0	△ 0.0	0.6
10		△ 0.1	0.0	△ 0.1	0.2		△ 0.7	0.0	△ 0.0	0.7
11		△ 0.3	0.0	△ 0.0	0.3		△ 0.8	0.0	△ 0.0	0.8
12		△ 0.1	0.0	△ 0.0	0.1		△ 0.6	0.0	0.0	0.6
13		△ 0.3	0.1	△ 0.0	0.3		△ 0.7	0.0	0.0	0.7
14		△ 0.0	0.0	△ 0.0	0.1		△ 0.6	0.1	0.0	0.5
15		0.1	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.0		△ 0.5	0.1	0.0	0.4
年度末	地共済					私学共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
7	100.0	84.1	1.6	1.3	12.9	100.0	62.0	25.8	1.0	11.1
8	100.0	83.5	1.6	1.3	13.5	100.0	62.9	25.0	1.0	11.1
9	100.0	83.0	1.6	1.3	14.1	100.0	63.3	24.4	0.9	11.4
10	100.0	82.5	1.6	1.3	14.6	100.0	63.7	23.8	0.9	11.6
11	100.0	82.0	1.6	1.2	15.2	100.0	64.0	23.2	0.9	11.9
12	100.0	81.5	1.6	1.2	15.7	100.0	64.5	22.5	0.9	12.1
13	100.0	81.0	1.6	1.2	16.2	100.0	64.7	22.1	0.9	12.4
14	100.0	80.6	1.6	1.2	16.6	100.0	65.2	21.5	0.8	12.5
15	100.0	80.3	1.6	1.2	16.9	100.0	65.7	20.9	0.8	12.6
対前年度増減差										
8		△ 0.6	△ 0.0	△ 0.0	0.6		0.9	△ 0.8	△ 0.0	△ 0.0
9		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.5		0.4	△ 0.6	△ 0.1	0.3
10		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.6		0.4	△ 0.6	△ 0.0	0.2
11		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.6		0.2	△ 0.6	△ 0.0	0.4
12		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.5		0.5	△ 0.7	△ 0.0	0.1
13		△ 0.5	0.0	△ 0.0	0.5		0.2	△ 0.5	△ 0.0	0.3
14		△ 0.4	△ 0.0	△ 0.0	0.4		0.5	△ 0.6	△ 0.0	0.1
15		△ 0.3	△ 0.0	△ 0.0	0.3		0.5	△ 0.6	△ 0.0	0.0
年度末	国民年金 新法基礎年金と旧法国民年金									
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金					
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当							
平成	%	%	%	%	%					
7	100.0	76.6	5.5	14.9	3.0					
8	100.0	78.2	5.0	14.0	2.8					
9	100.0	79.8	4.5	13.2	2.6					
10	100.0	81.1	4.0	12.5	2.4					
11	100.0	81.9	3.7	11.9	2.5					
12	100.0	82.9	3.3	11.4	2.3					
13	100.0	83.8	3.0	11.0	2.2					
14	100.0	84.7	2.8	10.5	2.0					
15	100.0	85.4	2.5	10.2	1.9					
対前年度増減差										
8		1.6	△ 0.5	△ 0.9	△ 0.2					
9		1.6	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.2					
10		1.2	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.2					
11		0.8	△ 0.4	△ 0.6	0.1					
12		1.0	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.2					
13		0.9	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.2					
14		0.9	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2					
15		0.7	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.1					

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。  
 注2 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。



## (4) 老齢・退年相当の受給権者

老齢・退年相当に絞って、受給権者の男女構成、平均年齢、平均年金月額などの状況をみる。平成15年度末の老齢・退年相当の受給権者数は、厚生年金1,069万人、国民年金1,899万人（新法老齢基礎年金及び旧法国民年金の老齢年金受給権者数）、共済年金は国共済62万人、地共済151万人、私学共済8万人であった（図表2-3-11）。

老齢・退年相当の受給権者に占める女性の割合は、被用者年金では私学共済が最も大きく39.6%、次いで地共済31.3%、厚生年金31.1%、国共済16.0%の順となっている。国民年金は58.1%である。

平均年齢は、被用者年金は各制度とも70歳前後である。一方、国民年金は73.2歳と、被用者年金に比べてやや高い。

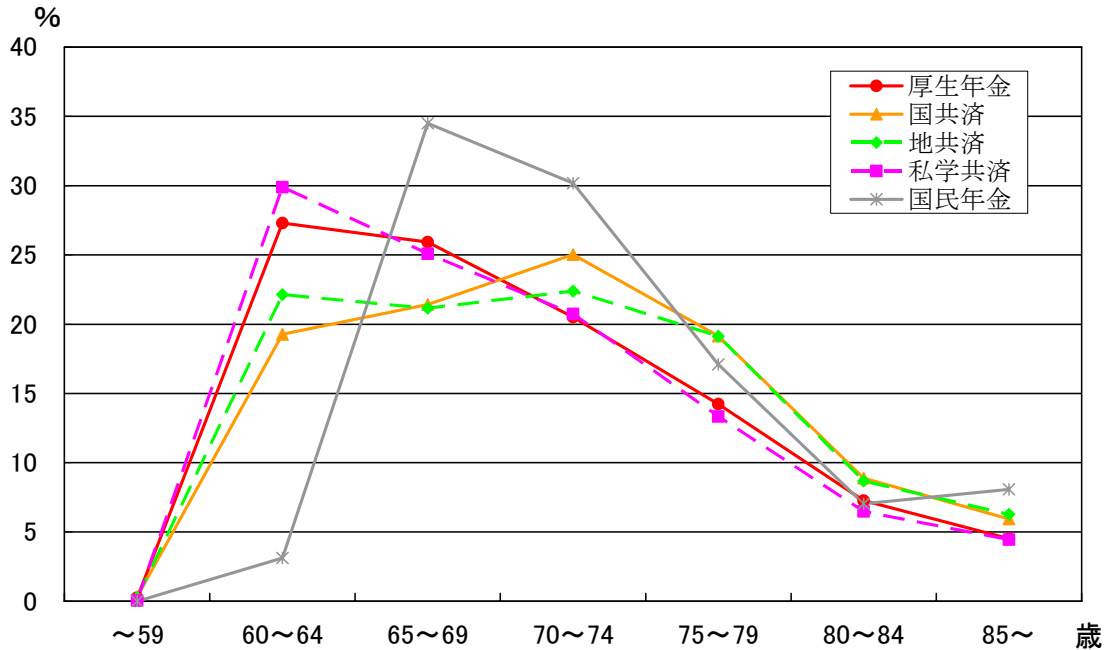
なお、表中、「老齢基礎年金等受給権者数22,837千人」とあるのは、老齢・退職年金の受給権を有する65歳以上の者（ただし老齢基礎年金の繰上げ受給を選択している65歳未満の者も含む。）の人数である。これは、老齢基礎年金受給権者数、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金の65歳以上の旧法老齢・退職年金の受給権者数のほか、旧法の通算老齢年金・通算退職年金の受給権者のうち、それぞれの年金を通算すれば、老齢・退年相当となる者の数を推計して加えたものである。

図表2-3-11 老齢・退年相当の受給権者数、平均年齢 —平成15年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
受給権者数 計	千人 10,690	千人 620	千人 1,511	千人 81.3	千人 18,985	千人 22,837
男性	7,363	521	1,039	49.1	7,952	〔老齢基礎 年金等受 給権者数〕
女性	3,328	99	472	32.2	11,033	
女性割合(%)	31.1	16.0	31.3	39.6	58.1	
平均年齢 計	歳 70.5	歳 71.8	歳 71.5	歳 69.8	歳 73.2	
男性	70.3	71.6	71.5	69.1	72.0	
女性	71.1	72.3	71.6	70.7	74.0	

老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）の年齢構成割合をみると（図表 2-3-12）、国共済と地共済の分布は、厚生年金と私学共済に比べ、年齢の高い方にシフトしている。

図表 2-3-12 老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）の年齢構成  
—平成 15 年度末—



（平均年金月額）

平均年金月額<sup>註</sup>（老齢基礎年金分を含む）をみると（図表 2-3-13）、地共済が最も高く 22.8 万円、次いで国共済 21.3 万円、私学共済 21.2 万円、厚生年金 17.0 万円（厚生年金基金代行分も含む）の順となっている。

注 平均年金月額は受給権者の裁定年金額の平均値であり、在職老齢年金制度による支給停止等を考慮する以前の額である。用語解説「平均年金月額」の項を参照のこと。

平均年金月額の比較に際しては、①共済年金は厚生年金に比べて報酬比例部分の給付乗率がいわゆる職域部分に相当する分高くなっていること、②平均加入期間が長いと平均年金月額が高くなること、③男性に比べ平均年金月額が低い女性の受給権者数の割合が大きいと男女計でみた平均年金月額が低くなること、等に留意する必要がある。

平均年金月額の計算に当たり、

- ・繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者

・特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分は受給しているが定額部分は支給開始年齢に到達しておらず受給していない者（65歳未満の者に支給される特別支給の老齢・退職年金については、13年度から定額部分の支給開始年齢の順次引上げ（報酬比例部分は従来どおり60歳支給開始）が始まっている。）を除くと、地共済23.3万円、国共済22.5万円、私学共済21.7万円、厚生年金17.1万円（厚生年金基金代行分も含む）となる。

新法老齢基礎年金については、繰上げ・繰下げを除いたものが平均5.9万円となる。なお、繰上げ・繰下げ支給を選択した老齢基礎年金受給権者に係る分も含め、さらに旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分も含めると5.2万円（表中「52,261円」）である。

図表 2-3-13 老齢・退年相当の平均年金月額 —平成15年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					新法基礎年金と 旧法国民年金	
平均年金月額 (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	
計	169,696	213,447	227,775	212,121	52,261	
男性	196,352	219,376	240,332	235,904	58,189	
女性	110,717	182,326	200,152	175,886	47,988	
女(男=100)	56.4	83.1	83.3	74.6	82.5	
平均加入期間	月	月	月	月	月	
計	374	418	413	374	307	
男性	415	422	427	386	345	
女性	284	399	380	354	280	
繰上・繰下等除く平均年金月額 <sup>注1</sup> (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	
計	171,379	224,967	232,917	216,984	57,842	5.9万円

注1 ○繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者を除く。  
○特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分の支給開始年齢60歳に達しているものの定額部分の支給開始年齢には到達していない者を除く。

○ただし、国民年金については、減額支給されたものを除いた平均年金月額である。

注2 繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金の平均年金月額である。

#### (女性の平均年金月額 —男女の差が小さい国共済、地共済—)

女性の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）をみると（図表 2-3-13）、厚生年金は11.1万円であり男性（19.6万円）の56.4%とほぼ6割弱の水準であるのに対し、国共済は18.2万円であり男性（21.9万円）の83.1%の水準、地共済は20.0万円であり男性（24.0万円）の83.3%の水準と、男女間の差が小さい。これは、国共済や地共済では、加入期間や1人当たり標準報酬月額 of 男女間の差が小さいためと考えられる。

### (本来支給、特別支給の平均年金月額)

老齢・退年相当の平均年金月額について、更に詳細な状況を見る。

老齢・退職年金については、65歳が法律の本則上の支給開始年齢とされ、経過的に、60歳以上65歳未満には特別支給の老齢厚生年金が支給されている。平成6年の制度改正により、特別支給の定額部分の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられたが、平成13年度以降、その対象者が年金を受給し始めている（用語解説の図3を参照）。こうした状況を見たのが図表2-3-14である。

今後の年金の主要部分と考えられる新法における65歳以上の本来支給分の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）は、平成15年度末で厚生年金17.7万円、国共済22.8万円、地共済23.5万円、私学共済23.3万円となっており、老齢・退年相当全体の平均よりも高くなっている。

65歳未満までの新法特別支給分についてみると、61～64歳では、厚生年金16.5～16.7万円、国共済20.6～21.2万円、地共済21.3～22.2万円、私学共済が18.8～20.3万円となっており、本来支給分より若干低い水準である。一方、60歳については、他の年齢に比べ平均年金月額が低くなっているが、これは、平成13年度から定額部分の支給開始年齢が順次引き上げられており、15年度中に60歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）、すなわち15年度末に60歳であるこれらの者について、定額部分のない報酬比例部分のみの年金となっていることによる。なお、これらの者については、定額部分の支給開始年齢である62歳に到達した後は定額部分も含めた年金が支給されることとなる。（参考：15年度末に61歳・62歳の者の定額部分の支給開始年齢は61歳であり、既に定額部分も含めた年金が支給されている。）

### (平均年金月額の推移)

老齢基礎年金分を含む平均年金月額の推移をみると（図表2-3-15）、被用者年金では、15年度の対前年度増減率が、厚生年金1.3%減、国共済1.2%減、地共済1.4%減、私学共済1.3%減となり、いずれも4年連続の減少となった。15年度は、年金の物価スライドが0.9%の引下げであったため、平均年金月額の減少幅を大きくしている。

一方、国民年金の平均年金月額（新法老齢基礎年金と旧国民年金の老齢年金の平均）は増加を続けており、平成15年度は対前年度0.1%の増、52,261円となった。

老齢基礎年金分を含まない平均年金月額でみると、被用者年金では8年度以降、10年度を除き、総じて減少を続けている。

図表 2-3-14 老齢・退年相当の平均年金月額（詳細版） —平成15年度末—

男女合計			厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕			138,832 〔169,696〕	184,669 〔213,447〕	198,664 〔227,775〕	180,122 〔212,121〕
新 法 部 分	特 別 支 給 分	60歳未満	147,389	111,731	149,575	106,154
		60歳 〔基礎年金分を含む〕	108,969 〔…〕	127,105 〔127,235〕	147,156 〔147,194〕	126,954 〔126,954〕
		61歳 〔基礎年金分を含む〕	165,626 〔…〕	205,857 〔205,901〕	213,305 〔213,348〕	188,286 〔188,299〕
		62歳 〔基礎年金分を含む〕	167,446 〔…〕	211,822 〔211,866〕	220,247 〔220,285〕	199,254 〔199,254〕
		63歳	166,657	210,716	221,581	203,125
		64歳	165,125	208,176	218,757	202,875
		65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	117,531 〔177,386〕	163,981 〔227,680〕	170,342 〔235,074〕	177,731 〔233,056〕
		旧法部分	166,677	204,432 171,781	231,799 162,396	180,931 150,152

男性			厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕			163,383 〔196,352〕	189,770 〔219,376〕	208,244 〔240,332〕	201,555 〔235,904〕
新 法 部 分	特 別 支 給 分	60歳未満	168,866	117,962	181,756	110,875
		60歳 〔基礎年金分を含む〕	110,445 〔…〕	129,986 〔130,125〕	156,370 〔156,411〕	138,282 〔138,282〕
		61歳 〔基礎年金分を含む〕	189,724 〔…〕	212,106 〔212,151〕	227,295 〔227,349〕	206,693 〔206,710〕
		62歳 〔基礎年金分を含む〕	192,571 〔…〕	217,719 〔217,758〕	234,996 〔235,043〕	220,690 〔220,690〕
		63歳	192,780	216,128	236,029	224,949
		64歳	191,725	213,398	233,369	224,514
		65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	140,389 〔202,514〕	168,389 〔232,390〕	179,730 〔245,471〕	199,496 〔256,407〕
		旧法部分	204,599	211,848 174,317	246,880 191,547	211,364 159,716

女性			厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕			84,512 〔110,717〕	157,888 〔182,326〕	177,594 〔200,152〕	147,370 〔175,886〕
新 法 部 分	特 別 支 給 分	60歳未満	77,347	96,871	113,558	105,210
		60歳 〔基礎年金分を含む〕	105,508 〔…〕	112,610 〔112,688〕	128,050 〔128,082〕	102,438 〔102,438〕
		61歳 〔基礎年金分を含む〕	103,119 〔…〕	171,007 〔171,054〕	183,411 〔183,429〕	153,380 〔153,380〕
		62歳 〔基礎年金分を含む〕	100,464 〔…〕	177,576 〔177,642〕	187,472 〔187,488〕	158,940 〔158,940〕
		63歳	98,591	177,672	187,001	161,298
		64歳	96,359	175,140	184,439	163,675
		65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	61,976 〔116,314〕	138,259 〔200,093〕	142,588 〔204,345〕	140,549 〔193,371〕
		旧法部分	110,004	174,026 112,280	209,119 131,454	163,613 142,577

注1 〔 〕内は基礎年金額の推計値を加算した平均年金額である。なお、60歳、61歳、62歳については、定額部分の支給開始年齢引上げに伴い、老齢基礎年金の一部繰上げをしている者がいる。

注2 共済の「新法部分」は、みなし従前額保障を適用される者を除いた数値である。

注3 共済の「旧法部分」は、

上段が、旧法適用かつ通年方式で算定されている者

下段が、旧法適用かつ一般方式で算定されている者及びみなし従前額保障を適用される者についての数値である。

図表 2-3-15 平均年金月額推移 — 老齢・退年相当 —

## ○老齢基礎年金分を含む

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	円	円	円	円	円
7	171,478	216,304	232,691	218,302	44,656
8	171,793	216,147	232,008	218,014	45,851
9	172,168	215,781	231,810	217,599	46,982
10	174,906	219,176	234,638	220,922	48,828
11	176,161	220,062	235,604	221,772	50,047
12	175,865	219,605	234,931	221,343	50,918
13	172,795	217,058	232,333	216,495	51,622
14	171,892	216,062	230,953	215,017	52,233
15	169,696	213,447	227,775	212,121	52,261
対前年度増減率(%)					
8	0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	2.7
9	0.2	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2	2.5
10	1.6	1.6	1.2	1.5	3.9
11	0.7	0.4	0.4	0.4	2.5
12	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.2	1.7
13	△ 1.7	△ 1.2	△ 1.1	△ 2.2	1.4
14	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.7	1.2
15	△ 1.3	△ 1.2	△ 1.4	△ 1.3	0.1

注 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済に係る基礎年金額を含まない。  
また、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

## ○老齢基礎年金分を含まない

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	円	円	円	円
7	155,814	206,265	221,687	202,671
8	153,534	203,724	218,158	199,788
9	153,578	200,846	214,859	196,547
10	153,523	201,242	215,515	196,978
11	152,207	199,261	213,615	195,315
12	149,564	196,201	210,629	192,790
13	144,584	191,367	206,105	186,302
14	142,017	188,413	202,839	183,529
15	138,832	184,669	198,664	180,122
対前年度増減率(%)				
8	△ 1.5	△ 1.2	△ 1.6	△ 1.4
9	0.0	△ 1.4	△ 1.5	△ 1.6
10	△ 0.0	0.2	0.3	0.2
11	△ 0.9	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.8
12	△ 1.7	△ 1.5	△ 1.4	△ 1.3
13	△ 3.3	△ 2.5	△ 2.1	△ 3.4
14	△ 1.8	△ 1.5	△ 1.6	△ 1.5
15	△ 2.2	△ 2.0	△ 2.1	△ 1.9

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

## (平均加入期間 ー各制度とも伸長、特に国民年金で大きな伸びー)

平均年金月額の変動に影響を与える平均加入期間の変動をみると(図表2-3-16)、各制度とも年々伸長してきているが、特に国民年金は7年度以降でみて、7年度の241ヶ月から15年度の307ヶ月まで、年7~10ヶ月の増加となっている。この間、被用者年金は、伸びの大きい厚生年金、私学共済でも、年2~4ヶ月程度の伸びである。なお、国共済と地共済の加入期間の伸びは、厚生年金などに比べて小さい。

図表2-3-16 平均加入期間の推移 ー老齢・退年相当ー

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					新法基礎年金と 旧法国民年金	
平成	月	月	月	月	月	
7	347	410	405	353	241	
8	350	410	405	355	251	
9	354	411	407	357	260	
10	357	412	408	360	268	
11	360	414	408	362	276	
12	364	413	410	366	284	
13	367	416	410	368	292	
14	371	417	411	371	300	
15	374	418	413	374	307	
対前年度増減差						
8	3	0	0	2	10	
9	4	1	2	2	9	
10	3	1	1	3	8	
11	3	2	0	2	8	
12	4	△1	2	4	8	
13	3	3	0	2	8	
14	4	1	1	3	8	
15	3	1	2	3	7	

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

## (平均年金月額の減少要因)

被用者年金の平均年金月額は、平均加入期間が伸長するものの、最近では減少傾向を示していることになるが、その要因として次のことが考えられる。

- ・ 給付乗率の小さい年金が年々加わってくること

(給付乗率は、昭和2年4月1日以前生まれの1000分の7.308から昭和21年4月2日以後生まれの者の1000分の5.481まで、生年度に応じて徐々に小さくなるように定められている。)

- ・ 15年度の減少については、年金の物価スライドが0.9%の引下げであったこと
- ・ 8、9年度、12~14年度については、年金の物価スライドが据え置きであり、平均年金月額の増加要因とならなかったこと

- ・ 13年度の減少については、13年度中に60歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられており、13年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること

（14、15年度については、当該年度中に60歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）の定額部分の支給開始年齢がそれぞれ61歳、62歳となっているが、年度末に60歳の者について定額部分のない年金になっているという状況は13年度と同じであり、平均年金月額減少要因とはなっていない。）